

議案第44号

新座市施設等利用費の支給の対象となる特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新座市施設等利用費の支給の対象となる特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年新座市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（家庭保育室等の職員）</p> <p>第4条 認可外保育施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上である施設（以下「家庭保育室等」という。）に係る保育に従事する者の数及び資格の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人以下の場合にあっては、1人）以上は、保育士（事業実施区域（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域をいう。第4号において同じ。）内にある認可外保育施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第10条第2号及び第13条第2号において同じ。）又は看護師（准看護師を含む。第10条第2号及び第13条第2号において同じ。）の資格を有する者であること。<u>ただし、同法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のいずれにも該当し、かつ、本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設においては、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 過去3年間に保育した小学校就学前子どものおおむね半数以上が外国人（日本</u></p>	<p>（家庭保育室等の職員）</p> <p>第4条 認可外保育施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上である施設（以下「家庭保育室等」という。）に係る保育に従事する者の数及び資格の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人以下の場合にあっては、1人）以上は、保育士（事業実施区域（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域をいう。第4号において同じ。）内にある認可外保育施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第10条第2号及び第13条第2号において同じ。）又は看護師（准看護師を含む。第10条第2号及び第13条第2号において同じ。）の資格を有する者であること。</p>

の国籍を有しない者をいう。以下このア及びイにおいて同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どものおおむね半数以上が外国人であること。

イ 外国の保育資格を有する者その他外国人である小学校就学前子どもの保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること。

ウ 保育士の資格を有する者を1人以上配置していること。

(3)・(4) [略]

(家庭保育室等の健康管理及び安全確保)

第9条 家庭保育室等に係る健康管理及び安全確保の基準は、次のとおりとする。

(1)～(10) [略]

(11) 施設の設備の安全点検、職員、小学校就学前子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この号から第13号までにおいて「安全計画」という。）が策定され、当該安全計画に従い、小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育が行われていること。

(12) 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていること。

(13) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) 小学校就学前子どもの施設外での活動、取組等のための移動その他の小学校就学前子どもの移動のために自動車が行き交っているときは、小学校就学前子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の小学校就学前子どもの所在を確実に把握することができる方法により、小学校就学前子どもの所在が確認されていること。

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されていること。

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(3)・(4) [略]

(家庭保育室等の健康管理及び安全確保)

第9条 家庭保育室等に係る健康管理及び安全確保の基準は、次のとおりとする。

(1)～(10) [略]

(11) 小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育が行われていること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されていること。

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(ベビーシッター派遣事業等についての準用)
第16条 第4条第3号及び第4号、第7条(第5号及び第12号を除く。)及び第9条(第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。)の規定は、ベビーシッター派遣事業等について準用する。この場合において、第7条第2号中「配慮された保育の計画が定められ」とあるのは「配慮され」と、同条第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同条第6号中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、第9条第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同条第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し、指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同条第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同条第22号中「の見やすいところに掲示され」とあるのは「に対し書面等により示され」と読み替えるものとする。

(ベビーシッター等についての準用)
第17条 第4条第3号及び第4号、第7条(第5号、第6号後段、第9号及び第12号を除く。)、第9条(第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。)及び第13条から第15条までの規定は、ベビーシッター等(認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする施設であって、ベビーシッター派遣事業等以外のものをいう。)について準用する。この場合において、第7条第2号中「配慮された保育の計画が定められ」とあるのは「配慮され」と、同条第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、第9条第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同条第4号中「採用時及び1年」とあるのは「1年」と、同条第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し、指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同条第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同条第22号中「の見やすいところに掲示され」とあるのは「に対し書面等により示され」と、同条第25号中「職員及び保育」とあるのは「保育」と、第13条第2号中「全ての者(採用した日から1年を超えていない者を除く。)」とあるのは「全ての者」と読み替えるものとする。

(ベビーシッター派遣事業等についての準用)
第16条 第4条第3号及び第4号、第7条(第5号及び第12号を除く。)及び第9条(第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。)の規定は、ベビーシッター派遣事業等について準用する。この場合において、第7条第2号中「配慮された保育の計画が定められ」とあるのは「配慮され」と、同条第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同条第6号中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、第9条第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同条第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し、指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同条第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同条第19号中「の見やすいところに掲示され」とあるのは「に対し書面等により示され」と読み替えるものとする。

(ベビーシッター等についての準用)
第17条 第4条第3号及び第4号、第7条(第5号、第6号後段、第9号及び第12号を除く。)、第9条(第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。)及び第13条から第15条までの規定は、ベビーシッター等(認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする施設であって、ベビーシッター派遣事業等以外のものをいう。)について準用する。この場合において、第7条第2号中「配慮された保育の計画が定められ」とあるのは「配慮され」と、同条第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、第9条第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同条第4号中「採用時及び1年」とあるのは「1年」と、同条第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し、指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同条第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同条第19号中「の見やすいところに掲示され」とあるのは「に対し書面等により示され」と、同条第22号中「職員及び保育」とあるのは「保育」と、第13条第2号中「全ての者(採用した日から1年を超えていない者を除く。)」とあるのは「全ての者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年5月31日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

家庭保育室等に係る安全確保等の基準を改めたいので、この案を提出するものである。